

# 第2期川崎市自治推進委員会

## 川崎市自治推進委員会とは



川崎市自治推進委員会は、川崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」といいます。）第33条に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置されたものです。委員会は、公募市民と有識者の計6名で構成されています。

## 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議テーマ

第2期川崎市自治推進委員会では、「参加」、「協働」をメインテーマとして、制度・仕組みや参加・協働の事例などを調査審議しました。

このほか、自治基本条例に基づく取組状況や第1期川崎市自治推進委員会の提言に対する取組状況についても調査しました。

自治運営の基本原則  
自治基本条例第5条



※市民活動団体との協働については、川崎市市民活動推進委員会で調査審議しているため、当委員会では市民活動団体以外の主体との協働について調査審議しました。

## 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議結果

具体的な事例を通して参加・協働を検証……**参加と協働の推進に向けた8つの提言**をまとめました。

### 事例

参加	課題	
	新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」 川崎市多摩川プラン 第2期川崎市地域福祉計画 川崎市都市計画マスターplan 川崎市緑の基本計画 鷺沼プール跡地広場整備事業	

協働	事業者の営利性と行政の公益性の調整 事業者と協働事業を実施する場合の一定のルールが必要 <b>市民、事業者、行政のトライアングルの形成</b> 事業者による社会貢献活動を促進するための支援が必要

区民会議	より多くの区民が参加できる区民会議 多くの区民が関わる仕組みが必要 <b>公募委員へのサポート</b> これまで地域活動に関わっていない人が公募委員になる場合、会議の場で活躍できるようサポートが必要

## 参加と協働の推進に向けた8つの提言

- 
- 提言1 「参加のスタンダード」に基づく市民参加の拡充**  
計画等へ参加する際の目指すべき水準を定めることにより参加を推進
  - 提言2 新しい参加手法 の検討**  
既存の参加手法の創意工夫や新たな参加手法の調査研究を実施
  - 提言3 地域の意見を反映 できる参加の組み立て**  
計画等において、地域における意見を反映する参加プロセスの設計
  - 提言4 より開かれた区民会議**  
公募委員に対する情報提供等の支援、区民との対話・交流などを行い参加を促進
  - 提言5 多様な参加機会 の拡充**  
多様な参加機会を確保し、より一層の参加の裾野を拡充
  - 提言6 参加をコーディネートする行政職員 の育成**  
参加の場を企画・運営できるような行政職員の育成と経験知の継承
  - 提言7 市民活動団体以外にも「6つの協働の原則」を適用**  
事業者と協働する際にも「6つの協働の原則」を適用して事業を実施
  - 提言8 CSR (事業者の社会的責任) を踏まえた事業者との協働の推進**  
CSRと協働の連携の推進と地域貢献活動に対する情報発信